

協 定 書

高知県（以下「甲」という。）と佐川町（以下「乙」という。）は、令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、地域住民の不安解消のための取組及び地域振興に寄与する事業（以下「振興策等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

記

第1 この協定書で定める振興策等の事業区分、事業内容及びその実施期間は、別表のとおりとする。

第2 振興策等のうち、「（2）流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策（町実施分）」に関しては、甲乙協議のうえ事業計画を策定して乙が実施することとし、甲は事業の実施に必要な乙の実質的な負担額を交付金として事業の実施期間内に交付する。

第3 振興策等のうち、「（4）施設の整備に係る予定地の周辺地域における上水道の整備」に関しては、乙が実施することとし、甲は事業の実施に必要な乙の実質的な負担額を補助金として交付する。

第4 甲は、振興策等のうち、「2 地域振興に寄与する事業（県実施分）」及び「3 地域振興に寄与する事業（町実施分）」の実施に必要な乙の財源として、15億円を限度に交付する。

なお、「3 地域振興に寄与する事業（町実施分）」に関しては、甲乙協議のうえ事業計画を策定して乙が実施することとする。

また、事業計画の変更等を行う必要が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議するものとする。

第5 別表のうち、事業区分の変更等を行う必要が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議するものとする。

第6 この協定書に定めのない事項又は定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

令和2年12月25日

甲 高 知 県
知 事

濱田省司

乙 佐 川 町
町 長

堀見和道

別表

事業区分		事業内容	事業実施期間
1 地域住民の不安解消のための取組	(1) 流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策（県実施分）	河川改修事業 ・長竹川（県管理区間）の河川改修 ・国道33号の豪雨時の浸水対策	令和2年度以前から事業に着手している。
	(2) 流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策（町実施分）	河川改修事業 ・長竹川（町管理区間）の護岸整備及び洗掘対策等 ・横山川の護岸整備（草刈・浚渫含む） ・竹ノ倉川の護岸整備	新処分場の建設工事に着手する年度から概ね10年間（一部事業は、令和2年度から概ね10年間）
	(3) 国道33号の交通安全対策（国への要望活動）	国道33号の整備等 ・岩目地交差点の改良及び歩道整備 ・西バイパスの延伸 ・道の駅整備に伴う交通状況の変化を踏まえた霧生関隧道への歩道トンネル整備の検討	-
	(4) 施設の整備に係る予定地の周辺地域における上水道の整備	上水道整備 ・長竹、竹ノ倉、横山地区の対象世帯の上水道整備促進	令和2年度から新処分場の稼働までの間
2 地域振興に寄与する事業（県実施分）	(5) 地域交通の安全性向上	県道岩目地西佐川停車場線整備 ・県道岩目地西佐川停車場線の整備促進	令和3年度以降、早期に事業着手する。 （一部事業は、令和2年度以前から事業に着手している。）
	(6) 住民の生活を災害から守る	急傾斜地崩壊対策事業 ・横山地区の整備促進 ・竹ノ倉地区の新規事業化 ・本村東地区の新規事業化	
		治山事業 ・2箇所（弘岡、横山地区）	
	河川改修事業等 ・柳瀬川の河川改修 ・県管理河川の適正管理（浚渫等）		
3 地域振興に寄与する事業（町実施分）	(7) 防災力の向上と地域交通の安全性向上	法定外公共物の改修等 ・青線、赤線の改修等	新処分場の建設工事に着手する年度から概ね10年間（一部事業は、令和2年度から概ね10年間）
		町道整備 ・幹線道路の拡幅 ・幹線道路以外の道路の舗装補修及び法面対策等	
		住家裏の斜面对策事業 ・がけくずれ住家防災対策事業 ・山地災害防止事業	
		防災減災事業 ・玉割川流域の護岸整備等 ・法定外公共物（青線）の改修	
		交通危険箇所の解消 ・カーブミラーの設置 ・ガードレール等の設置 ・踏切の改良	
		防災施設整備等 ・消火栓及び防火水槽の設置 等	
	(8) 地域コミュニティの活性化	公民館の整備 ・長竹公民館の新築 ・既設公民館の整備 5地区（横山、竹ノ倉、本村西、本村東、弘岡）	
		集落活動センターの整備 ・「加茂の里」の増床	
	(9) 若者定住の促進	住環境整備 ・公営住宅の整備 ・海津見公園の整備	
	(10) 佐川町全体の振興策（総合計画事業へ充当）	道の駅の整備 ・図書館の整備	

新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う
地域住民の不安解消のための取組
及び地域振興に寄与する事業に関する協定書

高 知 県
佐 川 町